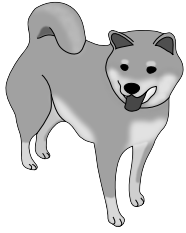


基本計画（各論）



向台中央通りの整備の様子（平成 31（2019）年 3 月）



多摩六都科学館（平成 31（2019）年 3 月）

みんなで作るまちづくり

み

みー１ みんなが輝き活躍するまち
を実現するために

みー２ 一人ひとりが尊重される
社会を構築するために

みー３ 市民が満足し持続発展する
まちであるために

施策目標

地域の絆を大切にするとともに、市民の活動の場や機会を充実させることで、市民が主体的にいきいきとまちづくりに係わることのできる共生のまちづくりをめざします。

現状と課題

東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識され、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。

また、少子高齢化の進展や単独世帯の増加に伴い、高齢者の見守りや子育て支援、防災・防犯活動など、今後ますます地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの解決に向けて市民の主体的な活動や協力をより一層促進する必要性が高まっています。

本市では、平成25年3月に市全体としてめざすべき地域コミュニティの方向や具体化のための取組を示した「西東京市地域コミュニティ基本方針」を策定し、地域協力ネットワークの設立に取り組むとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入をはじめ、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動がしやすい環境づくりを進めてきました。

今後も、地域協力ネットワークの、地域を担う組織や団体との連携・協力体制を強化し、防犯・防災活動、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などさまざまな取組を充実させることにより、市民が主体的にいきいきと係わることのできるまちづくりを進めていく必要があります。

また、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会などを通じて、生活に役立つ情報を市民へ提供するとともに、加入促進活動を進めるなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組を充実させることが必要です。



指標	現状値	目標値
Y自治会・町内会等の加入世帯数	19,177 世帯	20,186 世帯
自治会・町内会の活動は、住民自治推進の柱であるため、加入世帯数を市民主体のまちづくりの目標とします。		
Yふれあいのまちづくり地域活動拠点の利用登録団体数、延べ利用者数、延べ利用回数	83 団体 15,260 人 3,424 回	100 団体 18,000 人 4,000 回
ふれあいのまちづくりでは、市民が地域活動を目的として利用できるよう活動拠点を整備し、地域活動を活性化します。		
Y地域協力ネットワークの設立数、参加団体数	設立数：2 団体 参加団体数：60 団体	4 団体 128 団体
地域団体相互の連携協力体制を強化し、安全・安心なまちづくりを推進するため、当ネットワークを設立していきます。		
Y市民交流施設の利用件数、利用人数	24,032 件 246,974 人	25,000 件 250,000 人
地域社会における市民交流の機会の増加が健康増進に寄与すると考え、現状の利用件数及び利用人数を維持します。		
Yボランティア・市民活動センター登録者数	504 人	700 人
市民のボランティア活動を活性化するため、ボランティアに関するコーディネートなどを行い、ボランティア登録者数を増やします。		

主要事務事業

🍏: 西東京市のまちの「健康都市プログラム」(数字はプログラム番号)

事業	事業概要	所管課
市民まつり実行委員会への支援	人と人とのつながりを大切にしたまちづくりを目指し、「新しいふるさとの創造」をテーマに、市民と市との協働による「西東京市民まつり」を開催します。	文化振興課
地域コミュニティ推進事業の充実	「地域コミュニティ基本方針」に基づき、地域コミュニティの再構築及び活性化を図り、住民や住民団体が行政と協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに取り組めるよう、自治会や地域協力ネットワーク等への支援を行います。	協働コミュニティ課
1 西東京ボランティア・市民活動センター事業への支援	西東京市社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センター事業の運営を支援することで、ボランティア人材の育成、ボランティア活動の促進を図り、地域福祉を推進します。	生活福祉課

施策目標

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりを進めることをめざします。

現状と課題

わたしたちの地域社会を取り巻く環境は、価値観の多様化や少子高齢化などにより、大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることがむずかしい状況となっています。

本市では、平成14年10月に「西東京市市民参加条例」を制定し、市の政策形成過程における市民参加のしくみの充実と強化を図ってきました。また、協働によるまちづくりに向けた取組として「市民活動団体との協働の基本方針」の策定や、市民協働推進センター「ゆめこらぼ²」の設置、NPO等企画提案事業の実施などの基盤整備を進めてきました。

今後、市民参加と協働のまちづくりをより一層推進するためには、地域活動やまちづくりを担うボランティア・市民活動団体、NPOなどが自立した活動を行えるよう、支援・育成に取り組むことが必要です。加えて、本市がめざすまちづくりにつながる企業・大学等の活動を、行政が積極的に促すとともに、活動主体との連携や、市内で展開される多様なまちづくり活動をコーディネートできるような体制の整備が重要です。



² 西東京市における市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、さまざまな協働の形を生み出していくことを目的に設立された。



指標	現状値	目標値
🍃 企業・大学・NPOなどとの協働事業数	143 件	160 件
企業・大学・NPO等との協働事業の拡充がまちづくり推進の力となるため、団体等との協働事業数を増やします。		

主要事務事業

🍏: 西東京市のまちの「健康都市プログラム」(数字はプログラム番号)

事業	事業概要	所管課
協働のまちづくりを推進するための職員の意識啓発	行政運営やまちづくりにおける市民と行政との協働を推進するため、職員の協働意識を醸成し、協働に対する必要な知識・能力の向上を図るための研修を行います。	協働コミュニティ課
新たな市民参加手法の検討	平成 28 年から市政モニター制度を開始するなど、新たな市民参加機会の提供に努めていますが、市政への市民参加を推進させるため、より多くの市民が参加できる仕組みの検討を行います。	企画政策課 秘書広報課
3 市民のまちづくり参加への支援	「市民活動団体との協働の基本方針」に基づき、NPOや市民活動団体等と行政が対等な立場で協力体制を築き、まちづくりを推進していくために、NPO等市民活動団体の企画提案事業に対し、支援を行い、協働を推進します。	協働コミュニティ課
3 市民活動団体の活性化のための支援	NPO等市民活動団体の活動を支援し、協働の担い手を育成するため、活動拠点となる西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」の管理運営等を行います。	協働コミュニティ課

施策目標

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

現状と課題

学校や職場などさまざまな場所で起きている人権問題や世界で多発する紛争、武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は、社会環境の変化に伴い多様化・複雑化しています。

本市では、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。

今後も引き続き、子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高められるようにすることを基本とし、関係機関との連携を図りながら、啓発活動を進めるとともに、多様化する人権問題に対応するための体制を充実させることが必要です。

また、平成14年1月に「非核・平和都市宣言³」を行い、4月12日を「西東京市平和の日⁴」に定めるなど、平和意識を高めるとともに、普及啓発活動などにも取り組んできました。

平和事業については、戦争体験者の高齢化などにより、その体験を次世代に継承する人材が減少していることから、特に若い世代への継承に力を入れる必要があります。



³ 核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、西東京市では市民参加で策定され、平成14年1月21日に宣言した。

⁴ 太平洋戦争中の昭和20年4月12日に西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となったその体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。



成果指標

🍏: 西東京市版のWHO健康指標

指標	現状値	目標値
人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数	1,705人	1,750人
人権意識を高め、平和を尊重するためには、啓発や学習活動が重要であるため、これらの活動の参加者を増やします。		
「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度	19.5%	24.6%
市が行っている「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。		

主要事務事業

🍏: 西東京市のまちの「健康都市プログラム」(数字はプログラム番号)

事業	事業概要	所管課
人権啓発活動、人権教育、人権相談の実施	基本的人権の保障に向けて、西東京市人権擁護委員とともに、基本的人権擁護の啓発活動や人権相談、市内児童・生徒に対する人権啓発事業に取り組んでいます。	協働コミュニティ課
平和に関する学習・啓発活動の充実	「西東京市平和推進に関する条例」及び「非核・平和都市宣言」に基づき、「西東京市平和の日式典」や「広島平和記念式典」への市民派遣事業等を行います。	協働コミュニティ課



施策目標

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

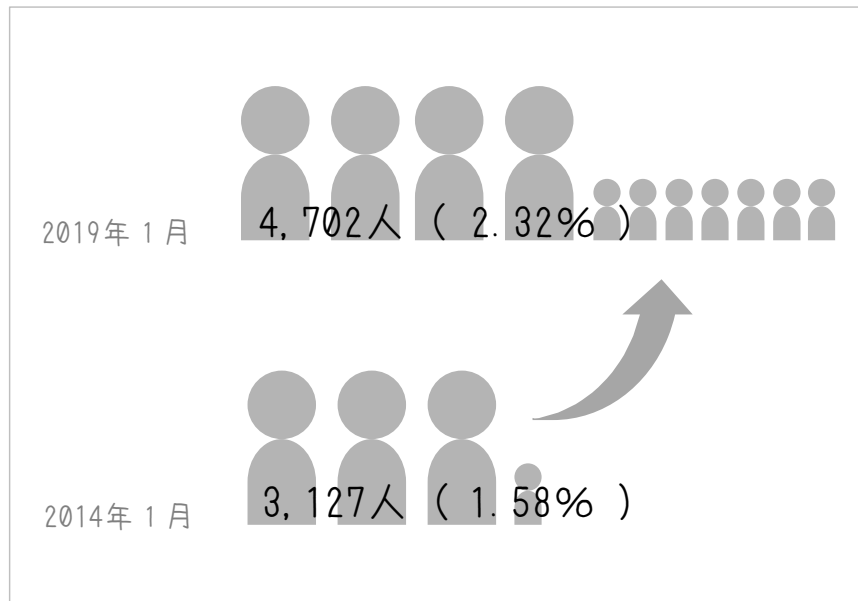
み
創
笑
環
安
活

現状と課題

近年、社会経済のグローバル化⁵が進展するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」といいます。）の開催を契機として、全国的に国際交流や多文化共生に対する関心が高まっています。

市内でも外国籍市民⁶の長期滞在化・定住化がみられることから、彼らが日本人住民と同様、地域の一員として共に快適な生活を送ることができるよう、住民サービスやサポート体制の充実に努めるとともに、多様な文化や伝統、考え方にふれることができる魅力的なまちを築く必要があります。

そのため、今後も学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開を進めることが重要です。



外国籍市民数と総人口に占める割合

⁵ 政治、経済、文化などの様々な側面において、既存の国家や地域の垣根を越えた地球規模での資本や情報のやり取りが行われること。

⁶ 西東京市に住む、日本以外の国籍を持つ市民



成果指標

🍃：西東京市版のWHO健康指標

指 標	現状値	目標値
多文化共生に関するボランティア数	311人	455人
多国籍市民と日本国籍市民とが地域で交流し、お互いを思いやる多文化共生社会に向けて、交流の担い手であるボランティアを増やします。		
外国籍市民への情報提供数	41情報	53情報
外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられる中、外国籍市民への行政サービスを向上するため、外国籍市民への情報提供数を増やします。		

主要事務事業

🍏：西東京市のまちの「健康都市プログラム」（数字はプログラム番号）

事 業	事業概要	所管課
多文化共生の推進	多文化共生社会の形成に向けて、多文化共生センターを拠点に、外国籍市民の暮らしを支えるための相談窓口の運営や多言語での情報提供等を行います。また、通訳ボランティアの派遣や多文化共生に関わるボランティア養成講座を開催するなど、市民活動団体と連携した、多文化共生・国際交流行事を開催します。	文化振興課
外国語版生活情報誌の作成	外国籍市民への情報提供を推進するため、「広報西東京」や「暮らしの便利帳」の多言語版を作成・配布します。	文化振興課

施策目標

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

現状と課題

男女平等参画社会の考え方は、男女が性別により差別されることなく、一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざしたものであり、基本的人権の尊重にかかわる重要な課題です。

国では平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を、また、東京都では平成29年3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現をめざし、施策を推進しています。

本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、配偶者などによる暴力などの女性を取り巻く問題を含めた多様化する女性相談などへの対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。

今後は、働き方改革や女性の活躍推進、多様な価値観などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。また、ワーク・ライフ・バランス⁷（仕事と生活の調和）を推進し、男女平等推進センター「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの連携による理解促進に向けた取組が必要です。



⁷ 家庭や地域生活、会社（職場）などにおいて、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるような仕事と生活の調和のこと。



指標	現状値	目標値
「男女平等参画社会の推進」の取組に対する女性の満足度	15.6%	19.8%
市が行っている「男女平等参画社会の推進」の取組に対する市民満足度の向上を目指します。		
Y 男女平等推進センター「パリテ」登録団体数	17 団体	23 団体
男女平等参画推進の拠点としての男女平等推進センター「パリテ」の登録団体数を増やします。		
Y 女性相談件数	493 件	550 件
男女平等の視点に立ち、問題解決の糸口を見出すことを支援する「女性相談」の利用件数を増やします。		
Y 配偶者等から暴力を受けたときに、市の相談窓口相談した人の割合	1.3%	3.0%
身近な相談機関として市の相談窓口を利用してもらえよう、相談した人の割合を高めます。		

主要事務事業

🍏: 西東京市のまちの「健康都市プログラム」(数字はプログラム番号)

事業	事業概要	所管課
2 男女平等参画に関する意識啓発	男女平等参画社会の実現に向けて、情報の発信や収集、情報誌の発行、イベントの開催等を実施します。また、男女平等参画推進委員会等の各種組織を設置し、男女平等参画の取組を推進します。	協働コミュニティ課
女性相談・婦人相談機能の充実	男女平等の視点から、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの暮らしにおける様々な問題等について、女性が自ら問題解決の糸口を見出すための相談支援を行います。	協働コミュニティ課

施策目標

多様な情報発信・交流と行政手続などの電子化の推進により、市政への市民参加を促進するとともに、行政サービスにおける市民の利便性向上を図ります。

現状と課題

IoT、ビッグデータ、AI といった情報通信技術（ICT）の進展やスマートフォンやタブレット端末といった携帯端末の急速な普及によって、市民と行政とのコミュニケーション手段や行政サービスの提供方法の高度化・多様化が見込まれます。

平成 28 年 12 月には「官民データ活用推進基本法」が施行され、マイナンバーカード⁸の普及促進・利活用や行政手続などの電子化⁹・オンライン化、オープンデータの取組推進など、行政サービスの利便性向上や、業務の効率化につながる、ビッグデータを含めたデータの分析・利活用が課題となっています。さらには、今後、AI や IoT 等の技術の活用も見据えて取組を進めることが必要です。

情報公開¹⁰に関しては、平成 23 年 4 月に「公文書等の管理に関する法律」が施行されたことにより、自治体においてもこの趣旨に則った適正な公文書¹¹の管理が求められています。

引き続き、市報の政策広報としての役割の強化、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの情報媒体の活用等、すべての市民が必要な時に必要な情報を得られるとともに、市民と行政のコミュニケーションの向上に資する情報発信・交流のしくみづくりが求められています。

また、情報リテラシー及び情報セキュリティの向上、業務継続の観点を踏まえた情報化の取組など、行政サービスの提供や業務における情報活用を支える基盤を強化し、情報化施策をさらに進めるための仕組みを構築することが重要です。



⁸ マイナンバーカードは、プラスチック製の IC チップ付きカードで、電子証明書を利用したコンビニ等での証明書交付や電子申告や電子申請に利活用できる。

⁹ 市民や企業などが行政機関に対して行う申請や届出などをインターネットや専用端末により電子的に行えるようにすること。

¹⁰ 国や自治体などが業務上の記録等を広く一般に開示すること。

¹¹ 国や自治体などの機関または職員がその職務上作成した文書。



指標	現状値	目標値
Y 市ホームページの閲覧数	20,117,465 件	21,123,000 件
Twitter、Facebook といった手段も効果的に活用した情報発信により、ホームページの閲覧数を増やします。		
電子化された行政手続の件数	10 件	34 件
西東京市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第7条による行政手続きのオンライン化を推進します。		
マイナンバーカードの交付枚数	29,637 枚	78,000 枚
マイナンバーカードの普及、コンビニエンスストアでの証明書取得を推進するため、交付枚数を増やします。		
Y 市内の公衆無線 LAN 設置箇所数	4 拠点	20 拠点
行政情報を身近に取得し、防災や観光でも活用できるよう、Wi-Fi に接続できる環境を充実します。		
オープンデータ化した行政情報の件数	—	14 データセット
協働による公共サービスの提供や改善などの課題解決等に資するため、データのオープン化を進めます。		

み
創
笑
環
安
活

主要事務事業

🍏: 西東京市のまちの「健康都市プログラム」(数字はプログラム番号)

事業	事業概要	所管課
ホームページの充実	市政について、広報西東京やホームページを主な広報媒体として、SNS やパブリシティなどの新たな媒体による広報活動を連携させるなど、各媒体の特性を活かした情報発信を行います。	秘書広報課
行政関連情報の運営管理	情報化を円滑に進めるため、大切な情報を守るとともに、行政事務を支える統合情報システムの安定した運用等を行います。	情報推進課
AI や IoT を活用した行政サービスについての調査・研究	急速に進展する情報通信技術 (ICT) を行政サービスの利便性向上や業務効率化に活用するため、AI や RPA などの新たな技術やサービスの導入について、調査・研究を行います。	情報推進課 企画政策課
公衆無線 LAN 環境の充実	急速に普及するスマートフォン等の端末を、行政情報や災害対策など、今後のまちづくりの重要なインフラとして活用できるよう、公衆無線 LAN 環境の充実に向けて検討を行います。	情報推進課
統計データの活用に向けた調査・研究	行政における情報の利活用に向けて、様々な情報分析の方法等について、既存のツールや先進事例などを対象に調査・研究を行います。	総務法規課
個人番号制度の運用	行政サービスの利便性向上を図るため、マイナンバーカードの活用に関する周知や、コンビニエンスストアでの証明書等の交付促進などを行います。	市民課

施策目標

職員一人ひとりがコスト意識・マネジメント意識を持ち、将来にわたり、社会動向等の変化に対応しながら、安定的に行政サービスを提供できる、持続可能な自治体経営をめざします。

現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行などを背景に、地域社会が抱える課題が多様化・複雑化する一方、財源や職員など自治体経営に必要な行政資源に限りがある中、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けて行財政改革を推進する重要性が高まっています。

本市では、平成26年3月に策定した「西東京市第4次行財政改革大綱 地域経営戦略プラン」に基づき、「経営の発想に基づいた将来への備え」、「選択と集中による適正な行政資源の配分」、「効果的なサービス提供のしくみづくり」、「安定的な自主財源の確保」に取り組んできました。平成28年9月には「公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、平成28年12月には「庁舎統合方針」を決定し、2033年度を目途とした統合庁舎の建設に向けた取組を始めています。

限りある行政資源のもと、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」による施策の重点化が、従来にも増して必要です。また、将来的な人口構造の変化を適切に踏まえ、市民にとって身近な全世代型の相談機能の充実を見据えて、総合的・長期的な視点から、公共施設の適正配置・有効活用や老朽化対策を戦略的に推進するとともに、庁舎統合に取り組む必要があります。

将来にわたり安定的な行政サービスを維持するため、公会計制度やファシリティマネジメントといった新たな手法や民間活力の導入も視野に入れた自治体経営を推進するとともに、市職員の能力向上のための研修の充実等に取り組む必要があります。



仮庁舎（田無庁舎中庭、パース図）

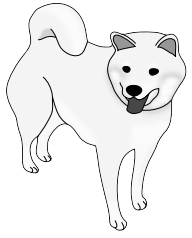


指標	現状値	目標値
経常収支比率	95.1%	90.0%
経常収支比率が低いほど財政の弾力性があるといわれています。財政の健全性を高めるため、経常収支比率の改善に取り組みます。		
「第4次行財政改革大綱アクションプラン」に基づく実施項目の進捗率	72.7%	80.0%
第4次行財政改革大綱アクションプランに取り組み、「A評価（取組が順調に進んでいる）」の項目を多く達成します。		

主要事務事業

🍏: 西東京市のまちの「健康都市プログラム」(数字はプログラム番号)

事業	事業概要	所管課
行財政改革大綱の推進	平成26年度から2023年度までの10年間を実施期間とする「第4次行財政改革大綱」を策定し、将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立を目指し、行財政改革の取組を推進します。	企画政策課
行政評価制度の実施	業務プロセスの改善及び業務の効率化を目的とした事務事業評価を実施します。また、市民意識調査などに基づく総合計画の施策や主要事務事業の進捗状況等についての施策評価を実施します。	企画政策課
庁舎統合に向けた取組	統合庁舎の位置や規模、機能等について、市民参加を踏まえた検討と、庁舎整備基金への積立を行います。また、2023年度までに統合庁舎の位置を決定するとともに、2033年度を目途として庁舎統合の実現を図ります。	企画政策課 管財課
公共施設の適正配置・有効活用	公共施設等の適正配置・有効活用を進めるため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、2033年度までに施設保有量の10%削減に向けた取組を行います。	企画政策課
公共施設ファシリティマネジメントの構築・運用	公共施設の老朽化対策等を推進するため、公共施設ファシリティマネジメントの仕組みを導入し、施設の利用実態や建物の状態、ライフサイクルコスト等を踏まえた総合的かつ計画的な維持管理を行います。	管財課
田無庁舎の改修	庁舎統合に向けた移転等のスケジュールを考慮しつつ、田無庁舎の設備更新及び改修工事等を計画的に行います。	管財課
防災・保谷保健福祉総合センター等の改修	庁舎統合に向けた移転等のスケジュールを考慮しつつ、防災・保谷保健福祉総合センター等の設備更新及び改修工事等を計画的に行います。	管財課
職員育成に向けた取組の充実	行政職員の政策立案・遂行能力の向上に向けて、計画的な研修等の実施及び自己啓発を支援するための環境づくりを進めます。	職員課 総務法規課



田無庁舎中庭に建設中の仮庁舎（平成 31（2019）年 3 月）



西東京市民会館（平成 31（2019）年 3 月）